陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Gの無線局による無線通信の中継を行うものに限る。）の送信設備				
第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Gの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備	九一	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］	
十八　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備		［略］	［略］	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備又は陸上移動中継局の送信設備（陸上移動局と通信を行うものに限る。）であつて、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があるもの	一〇〇	［略］	［略］	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備又は陸上移動中継局の送信設備（陸上移動局と通信を行うものに限る。）であつて、空中線端子がないもの	五〇	［略］	［略］	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている陸上移動局（広帯域移動無線アクセスシステムで行われる無線通信の中継を行うものに限る。）の送信設備	一二四	［略］	［略］	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている陸上移動局（広帯域移動無線アクセスシステムで行われる無線通信の中継を行うものに限る。）の送信設備（陸上移動局と通信を行うものに限る。）であつて、空中線端子がないもの	五五	［略］	［略］	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている陸上移動局（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の	一〇〇	［略］	［略］	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている陸上移動局（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の	七九	［略］	［略］	

第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	八七	［同上］	［同上］	
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	
十八　［同上］		［同上］	［同上］	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があるもの	一二四	［同上］	［同上］	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子がないもの	五六	［同上］	［同上］	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	［同上］			
	［同上］			